官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
一　○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業・環境五）
〔その他告示〕
二　○特定国外派遣組織を指定する件（総務一二九、一三〇）
三　○無線機器型式検定の合格者の名称の変更の件（同一三一）
四　○放送法第百四十条第一項の規定により指定再放送事業者の指定を行った件（同一三二）
五　○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同一三三）
○保安林の指定を解除する件（農林水産七七五～七九〇）
○指定自動車の指定製作者等の住所を変更する旨届出があった件（国土交通七〇八）
○原動機付自転車の製作者等の住所を変更する旨届出があった件（同七〇九、七一〇）
○指定自動車の指定製作者等の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（同七一一）
○都市計画に関する件（関東地方整備局一八六）
○道路に関する件（中部地方整備局五六、五七）
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
内閣
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
登録実施機関の登録事項の変更について（中部運輸局）
産　業
日本産業規格（経済産業省）
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配九八～一〇〇）
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省　令

厚生労働省
経済産業省令第五号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第五項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令（平成十六年厚生労働省経済産業省環境省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第五項の規定による新規化学物質の名称の公示は、同条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するものである旨の通知をしたものにあっては通知をした日から五年、同項第五号に該当するものである旨の通知をしたものにあっては通知をした日から十年を経過した後、遅滞なく、行うものとする。 2　前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第五項の規定による新規化学物質の名称の公示は、同条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するものである旨の通知をした日から五年を経過した後、遅滞なく、行うものとする。 （新設）

附　則

この省令は、令和八年六月二十二日から施行する。

その他告示

総務省告示第二百二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十二日

総務大臣　林　芳正

一　名　称　日米豪共同訓練実施部隊（オーストラリア連邦）
二　国外派遣期間　令和八年六月二十三日から令和八年七月十六日まで
三　派遣人数（概数）　二百五十人程度
四　派遣地域　オーストラリア連邦

○総務省告示第二百三十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十二日

総務大臣　林　芳正

一　名称　日米豪共同訓練実施部隊（オーストラリア連邦、フィリピン共和国及びインドネシア共和国）

二　国外派遣期間　令和八年六月二十三日から令和八年七月十六日まで

三　派遣人数（概数）　四十人程度

四　派遣地域　オーストラリア連邦、フィリピン共和国及びインドネシア共和国

○総務省告示第二百三十一号

無線機器型式検定の合格者の名称について、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第十一条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月二十二日

総務大臣　林　芳正

変更後の合格者の名称	変更前の合格者の名称	変更年月日
パナソニック株式会社	パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション株式会社	令和八年四月一日

○総務省告示第二百三十二号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第一項の規定により指定再放送事業者の指定を行ったので、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月二十二日

総務大臣　林　芳正

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
株式会社アイキャスト	第ＺＺ００００１―００００３	令和八年四月一日	北海道、札幌市、函館市、小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、青森県、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、東通村、六ヶ所村、おいらせ町、岩手県、盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町、秋田県、秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村、山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町、福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村、茨城県、水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、栃木県、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町、群馬県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、千葉県、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、東京都、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、富山県、富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、富山県、石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町、福井県、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、長野県、長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ケ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、栄村、岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川町、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、和歌山県、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本県、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、和泉町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、ギノワン市、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、南風原町、与那原町、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

○総務省告示第二百三十三号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和八年六月五日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年六月二十二日　　総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　アマノタイムスタンプサービス3161

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―１で変換した値（16進数）　470f　2caf　350c　100f　0074　6785　b276　ba7a　4f90　ed3f

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　ef27　a638　f9e0　4a3e　e5c0　f3c9　08b5　c23e　0bec　659e　a853　aed6　2616　0c9d　1325　b814

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―１で変換した値（16進数）　fae6　7e93　55c0　95c4　5875　2e6b　e462　ae0a　0130　284f

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　4621　8c49　b3b1　62ae　bc04　4452　0ab7　ab22　2511　0f16　5987　db53　083d　0799　2bb6　d2fa

6　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―１で変換した値（16進数）　4830　9256　29c6　4d95　d9a8　cea4　becd　77ab　8c28　9dc7

7　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　43b5　e9d9　7432　7949　30df　05c7　3dcf　73ab　d31e　d575　c3eb　cc96　2717　2cc4　1599　f7c0

8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　アマノ株式会社

9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Amano Corporation

10　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地

○農林水産省告示第七百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県刈田郡七ヶ宿町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県府中市篠根町字行友一〇三五三の二、一〇三五五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町長澤字アド一〇二の九、一〇二の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙四九二二の三六、乙四九二二の三七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字竹ノ川四九〇一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県八代市泉町葉木字葉木七〇の一三八から七〇の一四五まで（以上八筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字カラカイ乙一六二五の二、乙一六三三、乙一六三四の二、字三本松乙一六三六の八、乙一六三六の六三、乙一六三六の六五、乙一六三六の七一、乙一六三六の一〇二、乙一六三六の一七四、乙一六三六の一七五、乙一六三六の一八二、乙一六三六の一八三、乙一六三六の一八五、乙一六三六の一八六、乙一六三六の一八八、乙一六三六の一八九、乙一六三六の一九一から乙一六三六の一九五まで、乙一六三六の一九九、乙一六三六の二〇五、乙一六三六の二〇六、乙一六三六の二〇八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字大屋敷乙一五六八、字三本松乙一五七二の二五・乙一六二〇の一二一（以上二筆国有林）、乙一六二〇の一一九（次の図に示す部分に限る。）、乙一五七二の二六、乙一五七二の二七、乙一五七二の二九から乙一五七二の三一まで、乙一六二〇の一〇四、乙一六二〇の二一六、乙一六二〇の二一九、乙一六二〇の二二二、乙一六二〇の二三〇、乙一六二〇の二三二、乙一六二〇の二三四、乙一六二〇の二三六、乙一六二二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西予市野村町大野ヶ原五八八の九、五八八の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県北秋田市阿仁幸屋渡字桁子沢二一の九・二七の三（以上二筆国有林。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字熊山一五七七〇の四、字谷頭一五七七八の四、字岩花一七五一五の二、一七五一七の八、一七五一七の一〇、字後岩花一七五三四の二、一七五三六の二、字落合一七八〇四の三、一七八〇八の二、字藪川内一七八三九の二、字狸田の口一八一〇八の二、一八一一二の二、字狸穴一八一一四の三、一八一一六の二、字向へ一八二四一の二、一八二四二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

○農林水産省告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町新川字上長山三七三の一・字平口坂五七五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市小田木町カキノソレ一九の一五・二〇の六（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一九の一六・二〇の五（以上二筆国有林）、一九の三・二〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、ヨコテ三〇の一一（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　国立公園事業用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字椿原字下沢下二〇四の五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百八号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、本田技研工業株式会社及びＨＯＮＤＡ　ＡＵＴＯＭＯＢＩＬＥ（ＴＨＡＩＬＡＮＤ）ＣＯ．，　ＬＴＤ．から、指定自動車の指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年六月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

1．変更する指定製作者等の住所

新

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号及び49MOO 9, TAMBOL THANU, AMPHUR UTHAI, AYUTTHAYA 13210, THAILAND

旧

東京都港区南青山２丁目１番１号及び49MOO 9, TAMBOL THANU, AMPHUR UTHAI, AYUTTHAYA 13210, THAILAND

2．変更年月日

令和７年５月26日

○国土交通省告示第七百九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、本田技研工業株式会社から、製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があった。

令和八年六月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

○農林水産省告示第七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県土岐市鶴里町柿野字浜井場一七九七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東諸県郡綾町大字南俣字大口五六九五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、Ｈｏｎｄａ　Ｖｉｅｔｎａｍ　Ｃｏ．，　Ｌｔｄ．から、製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があった。

令和八年六月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

1．変更する製作者等の住所

新

Phuc Yen Ward, Phuc Yen Provincial City, Vinh Phuc Province, Vietnam

旧

Phuc Thang Ward, Phuc Yen Province, Vietnam

2．変更年月日

令和７年10月17日

○国土交通省告示第七百十一号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、本田技研工業株式会社及びＨＯＮＤＡ　ＡＵＴＯＭＯＢＩＬＥ（ＴＨＡＩＬＡＮＤ）ＣＯ．，　ＬＴＤ．から、指定自動車の指定製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年六月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称

新

本田技研工業株式会社及びHONDA AUTOMOBILE(THAILAND) CO., LTD.

旧

本田技研工業株式会社及びHONDA AUTOMOBILE(THAILAND) CO., LTD.

2．変更する指定製作者等の住所

新

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号及び49MOO 27MOO14, SOI SERITHAI87, SERITHAI ROAD, KHWAENG MINBURI, KHET MINBURI, BANGKOK10510

旧

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号及び49MOO 9, TAMBOL THANU, AMPHUR UTHAI, AYUTTHAYA 13210, THAILAND

3．変更年月日

令和７年10月１日

○関東地方整備局告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月二十二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和六年関東地方整備局告示第二百九号館林都市計画工業団地造成事業館林大島地区工業団地造成事業

三　事業施行期間　自令和六年七月三十日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和六年関東地方整備局告示第二百九号の事業地のうち群馬県館林市大島町字上新田、字下八ツ島、字岡里前及び字小草原地内において事業地を変更する。

使用の部分　令和六年関東地方整備局告示第二百九号の事業地に群馬県館林市大島町字上新田、字下八ツ島、字岡里前及び字小草原地内を加える。

○中部地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十二日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間　高山市久々野町長淀字曲り洞四七六番から同市久々野町木賊洞字南ヶ洞三七五番一まで

変更前後別　前　二一・六八～四二・一〇（メートル）

後　二一・六八～四二・一〇（キロメートル）〇・二一一

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十二日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名　四十一号　高山市久々野町長淀字曲り洞四七六番から同市久々野町木賊洞字南ヶ洞三七五番一まで

供用開始の区間　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月二十二日

国会事項

衆議院

議事日程

六月十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十二号

令和八年六月十九日（金曜日）

午後一時開議

第一　重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（内閣提出）

第二　種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（新藤義孝外八名提出）

参議院

議事日程

六月十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十三号

令和八年六月十九日（金曜日）

午前十時開議

第一　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第五　郵政民営化法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第六　社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案付託

六月十八日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）　議院運営委員会に付託

報告書提出

六月十八日委員長から次の報告書を提出した。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案（衆第一三号）審査報告書

社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）審査報告書

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）審査報告書

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）審査報告書

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）審査報告書

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）審査報告書

人事異動

内閣

（財務省大臣官房総合政策課長）

財務事務官　坂本　成範

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（財務省大臣官房公文書監理官）

同　坂本　成範

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（以上六月十八日）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する

加藤　孝三

従五位に叙する（各通）

榎本　徹　岡村　宏保

齋藤　昇　茂田　才治

松本　明　米田　明治

正六位に叙する（各通）

青木　利成　榎本　敏隆

岸田　和義　里村　正也

千頭　一誠　戸塚　次郎

松尾　昭徳

従六位に叙する（各通）

大畠　三男　坂本　勝義

正七位に叙する（各通）

（新潟県巡査部長）

池田　惇

（ひたちなか市公立学校長）

檜山　知之

従七位に叙する（各通）（以上五月十四日）

塩野　寛

正四位に叙する

（広島大学名誉教授）

多和田眞一郎

（鹿児島工業高等専門学校名誉教授）

渡邊　正人

従四位に叙する（各通）

日下　睦男　駒場　章惠

（三等陸佐）

橋本　典昭　宮崎　照美

正六位に叙する（各通）

池　勉　神野　武彦

志賀さわ子　高橋　勲

古澤　治夫

従六位に叙する（各通）

相内　軍司

正七位に叙する（各通）

山村　光雄

従七位に叙する（以上五月十五日）

野間　弘康

近藤　英幸

勝村　六郎

那須　剛

片渕啓一郎

竹内　弘

牧之内輝朗

福田　直重

池田　惇

佐藤　慶治

久野　信市

田島　利昌

田嶋　大稔

村田　忠興

坂部　千尋

姫野　英行

神谷　龍治

正五位に叙する
　佐藤　俊雄
従五位に叙する（各通）
　梶　任興　庄下　元之
　長道　圓順　森田　隆
正六位に叙する（各通）
　岩野　信雄　尾崎　洋右
　佐藤　研一　清谷　祐二
　根守　剣　萩尾　五男
　山口　嘉之
従六位に叙する（各通）
　一　多喜雄　金渕　功
従七位に叙する（各通）（以上五月十六日）
　田中　一之
正四位に叙する
（東北大学名誉教授）
　中村　公
正五位に叙する
　岩村　進次　西脇　弘宣
従五位に叙する（各通）
　上田　常光　梅津　健司
　志村　肇　林　一夫
正六位に叙する（各通）
　白石　幹雄　立垣　公造
　中辻　義人　堀江　益雄
従六位に叙する（各通）
　田中　敏成
　山内　福美
　濱畑　和男
正七位に叙する（以上五月十七日）
　佐々木俊夫
正五位に叙する
　竹ノ上武俊
従五位に叙する
　吉田　稔
正六位に叙する（各通）
　黒岩　直良
従六位に叙する（以上五月十八日）
　安澤　節英
従六位に叙する（五月十九日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（五月十四日）
　川村　寛
　渡会　寿男
旭日単光章を授ける（各通）（五月十七日）
　杉山幸三郎
　横田弘之助
　須崎久美子
　葛西　紀一
　高杉　正美
　光浦　実
　渡邉　久和
　中村　公
　田中　一之
（青森県鰺ヶ沢町議会議長）
　齋藤　啓治
　田中　亨
旭日単光章を授ける（各通）（五月十八日）
　山本　三郎
旭日単光章を授ける（五月十九日）
　大和　忠康
旭日単光章を授ける（五月二十日）
　近藤　英幸
　那須　剛
　檜山　知之
　松本　明
瑞宝双光章を授ける（各通）
　久野　信市
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十四日）
（広島大学名誉教授）
　多和田眞一郎
瑞宝中綬章を授ける
　宮崎　照美
（鹿児島工業高等専門学校名誉教授）
　渡邊　正人
瑞宝小綬章を授ける（各通）
　大波　健
　田島　利昌
　田嶋　大稔
　古澤　治夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上五月十五日）
　梶　任興
　須崎久美子
　横田弘之助
瑞宝双光章を授ける（各通）
　中山　文雄　根守　剣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十六日）
　田中　一之
瑞宝中綬章を授ける
　西脇　弘宣
瑞宝小綬章を授ける
　林　一夫　堀江　益雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
　田中　敏成　山内　福美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十七日）
　佐々木徳二

○勲章

勲章褫奪令第１条第１項により令和八年四月九日勲章を褫奪された

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十号
(三) 占用を制限する区域

区域

鹿児島県曽於郡大崎町神領字濱牧二一三三番一から同町神領字小入枝一〇八一番一まで

備考

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年六月二十三日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年６月22日

中部運輸局長　神谷　昌文

記

（単位地域の名称）
岐阜県
（登録実施機関の名称）
岐阜県タクシー協会
（登録実施機関の住所）
岐阜県岐阜市日置江2648―2
（変更前の登録実施機関の代表者名）
川上　秀人
（変更後の登録実施機関の代表者名）
野中　一起
（登録事務等を行う事務所の名称）
岐阜県運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
岐阜県岐阜市日置江2648―2
（登録番号）
岐阜―１号
（変更年月日）
令和８年５月13日

産業

日本産業規格

令和８年６月22日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年６月22日

経済産業大臣　赤澤　亮正

記

改正された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）

パッキン及びガスケット用語	B0116
情報技術―自動認識及びデータ取得技術―EAN／UPCバーコードシンボル体系仕様	X0507
金属平板の平面曲げ疲労試験方法	Z2275

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

失踪宣告取消

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和8年（ヒ）第3014号

大阪府八尾市北亀井町一丁目５番１４号
清算株式会社　株式会社ＳＳ
代表清算人　　岩男　大助

1　決定年月日　令和8年6月8日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第３００１号

川崎市麻生区白鳥１丁目13番８号
清算株式会社　ＫＫ株式会社
代表清算人　和泉　誠義

1　決定年月日　令和８年６月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

横浜地方裁判所川崎支部民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０７７号

東京都葛飾区東新小岩４丁目16番12号
清算株式会社　高千穂急送株式会社

1　決定年月日　令和８年６月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第４号

宮崎市丸山二丁目６７番地
清算株式会社　岩下産業株式会社

1　決定年月日　令和８年６月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

宮崎地方裁判所

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は、令和八年五月二十九日付、官報（号外第一二〇号）九十五頁に掲載しております。

令和八年六月二十二日

札幌市東区北四十一条東六丁目二番七号

（甲）合同会社ラ・ルーチェ

代表社員　河上　道子

札幌市中央区宮の森二条十丁目三番一〇号

宮の森二条マンション二〇二号室

（乙）株式会社べるにこっと

代表取締役　河上　真典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の総社員による同意は令和八年七月三十日に取得することを予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日本経済新聞

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　三十一頁

令和八年六月二十二日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

（甲）日本アイ・ビー・エム株式会社

代表取締役　山口　明夫

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六Ｆ

（乙）Confluent Japan合同会社

代表社員　コンフルエント・インク

職務執行者　ウェイリン・リー・パ・ウッド

合併公告

左記会社は、吸収合併により、甲は乙の権利義務の全てを承継して存続し、乙は解散することと致しました。

この吸収合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、両社の最終事業年度の貸借対照表の開示状況は、左記のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載日　令和八年六月十二日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報

掲載日　令和八年六月十二日

掲載頁　一一〇頁（号外第一三〇号）

令和八年六月二十二日

東京都世田谷区駒沢一丁目一六番七号駒沢中村ビル二階Ａ室

（甲）ミックスウェーブ株式会社

代表取締役　齊加　博和

東京都豊島区東池袋三丁目一一番九号ヨシフジビル三階

（乙）株式会社ピクセル

代表取締役　樫山　雄樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十五日

掲載頁　六十五頁（号外第一三一号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十二日

東京都新宿区西新宿一丁目二四番一号

（甲）オークスホールディングス株式会社

代表取締役　山田　真也

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号

（乙）シー・シックス・ナイン株式会社

代表取締役　中村　健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十八日
掲載頁　七十四頁（号外第二六二号）

（乙・丁）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十八日
掲載頁　七十五頁（号外第二六二号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十八日
掲載頁　八十七頁（号外第二六二号）

令和八年六月二十二日
東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号西新宿三井ビルディング五階
（甲）ウォッチニアン株式会社
代表取締役　髙妻　寛樹

東京都中野区中野五丁目五二番一五
（乙）カイトリウォッチニアン株式会社
代表取締役　大江　治利

東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号西新宿三井ビルディング五階
（丙）株式会社銀蔵
代表取締役　香坂　伸治

東京都新宿区歌舞伎町二丁目四六番五号ＫＭ新宿ビル
（丁）ウォッチニアンオークション株式会社
代表取締役　髙妻　寛樹

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社メイホーアティーボ（乙、住所東京都千代田区一番町一〇番二号）の吸収分割契約に定める事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.meihoholdings.co.jp/IR/

令和八年六月二十二日
札幌市中央区大通西七丁目一番一号
株式会社エモリスリンク
代表取締役　真浦　健人

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社三清企画（住所島根県松江市上乃木二丁目五番一〇―一〇五号）に対して当社の駐車場の賃貸管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月二十二日
島根県松江市大正町四三四番地一四
大清興産有限会社
代表取締役　太田　康浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日
北海道旭川市六条西六丁目一―一一オークサイドパレス２　一〇三号室
ＭＩＮＡＴＯ　ＡＬＬＩＡＮＣＥ合同会社
代表社員　港　陽介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日
北海道旭川市豊岡六条四丁目四番一五号
合同会社キャピタルワークス
代表社員　岡　宏行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＦＵＪＩＴＡとし、効力発生日は令和八年八月六日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日
札幌市東区北七条東三丁目二八番地三二
井門札幌東ビル四階
合同会社ＦＵＪＩＴＡ
代表社員　藤田　賢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は萩野株式会社とし、効力発生日は令和八年七月三十日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日
北海道白老郡白老町字萩野五一番地二二
萩野合同会社
代表社員　加賀谷　宙

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日
岩手県盛岡市厨川一丁目二番六―四号
オブビレッジ合同会社
代表社員　乃村　崇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日
山形県酒田市下安町一番七号
合同会社ゼロスタイル
代表社員　芝田　桂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日
東京都中野区中野五丁目六七―七プラザ中野二〇一
合同会社ＭＡＩＳＯＮ
代表社員　中村　拳汰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社つなぐリアルティとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日
東京都中央区新川一丁目三〇番七号茅場町スカイハイツ九一二号室　合同会社せい
代表社員　久保　涼生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｙｏｒｉｍｉｃｈｉとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日
神奈川県横浜市神奈川区金港町五番一四号
クアドリフォリオ八階
合同会社Ｙｏｒｉｍｉｃｈｉ
代表社員　篠塚　翼

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和八年六月二十二日
岐阜県下呂市萩原町西上田一六三七番地
下呂自動車整備協業組合
代表理事　竹腰　修

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＫＲ企画とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日
大阪市北区堂島二丁目四番四―一八〇五号
合同会社ＫＲ企画
代表社員　原田　康平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、組織変更後の商号はシンキ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日
大阪府池田市畑二丁目一番七号呉羽の里ロードビル二〇一
代表社員　中西　翔一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日
熊本県天草市五和町御領四六三番地
合同会社イケダコンサルティング
代表社員　池田　晴紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日

沖縄県那覇市与儀二丁目二二番六号

合同会社座覇冷設

代表社員　座覇　裕康

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十二日

沖縄県那覇市泊一丁目一〇番地七

合資会社渡口ビル

代表社員　渡口　進一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千四百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月二十二日

東京都渋谷区宇田川町二番一号

ジャパン・アスリート・マネージメント

有限会社

代表取締役　井口　基史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千二百五万六百円減少し二千万円とすることにいたしました。なお、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://monoinv.com/

令和八年六月二十二日

東京都品川区南品川四丁目四番一七号品川サウスタワー

株式会社ＭＯＮＯ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ

代表取締役　中西　諒

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千九百九十七万二千円減少し、減少する資本金の額のうち二千百七十六万一千八百八十六円を資本準備金とし、四千八百二十一万百十四円をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://establish.moneyforward.com/announcement/446137

令和八年六月二十二日

東京都千代田区神田須田町二丁目三番地一二

株式会社イミロン

代表取締役　足立　正和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十八日

掲載頁　一二九頁（号外第九十九号）

令和八年六月二十二日

京都市下京区油小路通木津屋橋下る北不動堂町五二二番地

株式会社山村

代表取締役　平　義樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十五日

掲載頁　一三五頁（号外第一一五号）

令和八年六月二十二日

愛知県岡崎市井田町字稲場二番地一

株式会社ＡＩＺＡＷＡホールディングス

代表取締役　相澤　弘樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億四千八十三万五千三百十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://sagri.tokyo/

令和八年六月二十二日

兵庫県丹波市氷上町常楽七二五番地一

サグリ株式会社

代表取締役　坪井　俊輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十一万四千三百十一円、資本準備金の額を四億九千七百六十二万七千五百七十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十五日

掲載頁　九十一頁（号外第二五七号）

令和八年六月二十二日

東京都港区浜松町二丁目一〇番六号

株式会社Ｑｕｏｌｌｉｏ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ

代表取締役　松元　亮太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、株式の発行があった場合には、資本金の額及び資本準備金の額につき当該株式発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分を令和八年七月二十三日を効力発生日としてそれぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://enito.co.jp/ir/public-notice

令和八年六月二十二日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号

株式会社エニトグループ

代表取締役　野辺　一也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千百五十七万三千円、資本準備金の額を二億八百三十三万八千五百六十七円、減少することにいたしました。

株主総会の決議は令和八年六月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://fogg.jp/home

令和八年六月二十二日

東京都渋谷区渋谷一丁目一九番五号

フォッグ株式会社

代表取締役　関根　佑介

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月九日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年七月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年六月二十二日

福島県双葉郡楢葉町山田岡字美シン森八番

株式会社Ｊヴィレッジ

代表取締役社長　内堀　雅雄

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年七月十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年六月二十二日

神奈川県藤沢市藤沢九七一番地の三

株式会社トレッタキャッツ

代表取締役　堀　宏治

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月二十一日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月二十二日

名古屋市中区栄三丁目一番三五号

杉本ミートチエン株式会社

代表取締役　杉本　頼昭

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十二日

東京都台東区元浅草一丁目一番一号

ＰＣテクノロジー株式会社

代表取締役　佐渡　修平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十二日

東京都港区芝二丁目九番一五号

株式会社マルフク・エンタープライズ

代表取締役　佐藤　務

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して普通株式及びＡ種優先株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年七月十六日です。

令和八年六月二十二日

神奈川県藤沢市藤沢九七一番地の三

株式会社トレッタキャッツ

代表取締役　堀　宏治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十二日

静岡県浜松市中央区鍛冶町一三五番地

サゴーエンタプライズ株式会社

代表取締役　小野　晃司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十二日

広島県呉市本通二丁目四番一号

株式会社呉電子計算センター

代表取締役　石田　直樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十二日

広島市西区観音町七番八号

広島トヨペット株式会社

代表取締役　古谷　英明

全部取得条項付種類株式の取得につき通知公告

当社は、全部取得条項付種類株式である普通株式及びＡ種優先株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

なお、取得日は令和八年七月十七日です。

令和八年六月二十二日

神奈川県藤沢市藤沢九七一番地の三

株式会社トレッタキャッツ

代表取締役　堀　宏治

合併につき株券等提出公告

当社は、オークスホールディングス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年八月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年六月二十二日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号

シー・シックス・ナイン株式会社

代表取締役　中村　健

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年七月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年六月二十二日

大阪市淀川区西中島五丁目九番五号

株式会社日本ライフクリエイター

代表取締役　山田　信恵

吸収分割公告及び合併公告

左記の甲と乙は吸収分割して甲は乙のデジタルプリプレス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

また、同日付で乙と丙は合併して丙は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この吸収分割及び合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

記

（甲）https://www.raksul-factory.com/

（乙）https://www.netsquare.jp/company/koukoku.html

（丙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十二日

東京都江東区枝川一丁目一〇番二四号

（甲）株式会社ラクスルファクトリー

代表取締役　上村　太介

東京都江東区枝川二丁目四番一一号

（乙）ネットスクウェア株式会社

代表取締役　渡邊　建

東京都港区麻布台一丁目三番一号

（丙）ラクスル株式会社

代表取締役　永見　世央

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001153/2k3c/

令和八年六月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

Ｋｏｉ　Ｒｅａｌ　Ｅｓｔａｔｅ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四十九億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://koukoku.silsphere.jp/?id=3957

令和八年六月二十二日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号

シルスフィア会計事務所内

瀬良垣リゾート特定目的会社

取締役　稲葉　孝史

債権申出の公告（第一回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和八年六月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十二日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地建隆ビルⅡ九階

東亜外業企業年金基金

清算人　檜村　茂雄

訂正公告

令和八年五月二十八日（号外第一一八号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割により新設する株式会社Ｂｒｉｇｈｔ　Ｆｕｔｕｒｅ　Ｔｏｋｙｏの住所「東京都品川区東五反田五丁目四番一三号」とあるは「東京都品川区東五反田五丁目四番一三号Ｂ」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月二十二日

東京都品川区東五反田五丁目四番一三号

株式会社東邦サプライ

代表取締役　新井　史佳

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三七二	二	四	（原稿誤り） 改正前欄終りから四十一号、	四十一号、
一六二	二	二	（原稿誤り） 改正前欄第五の五	第五の六
一五一	二	二	（原稿誤り） 改正後欄十人	十二人